

【別添】

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート  
[団体名：公益財団法人松山市文化・スポーツ振興財団]  
[記載日：令和6年3月14日]

【対応状況に係る自己評価】

- A：対応している
- B：一部対応している
- C：対応できていない

項目	対応状況
<b>原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。</b>	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 公益財団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（一般社団法人及び一般社団法人に関する法律）及び定款等を遵守し、法人の運営を行っている。	
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。	—
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 事業運営においては、適用される関係法令、地方公共団体が定める各種条例や規則等を遵守している。	
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 定款（規約）に定める範囲で理事6名、監事2名の役員体制を整えている。 理事会、評議員会において計算書類及び事業報告の承認手続きを行うとともに、監事による監査等を通じて適切な団体運営に努めている。	

**原則2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。**

(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。 A

(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)

基本方針を定め、事業計画書に記載のうえ、理事会・評議員会に諮っている。

(中期経営計画 2023-2027 を策定し、当財団のホームページで公表している。

策定に当たっては理事会の承認を得ており、年に1回は計画の進捗状況を議場にて報告している。)

参考 URL:<https://www.cul-spo.or.jp/zaidan/gaiyo>

**原則3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。**

(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。 B

(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)

職員に対するコンプライアンス教育や研修を実施しているほか、松山市が主催する管理職向け研修に職員を派遣し、教育を実施した。

(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。 B

(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)

スポーツ少年団に加盟する指導者、役員、保護者に向けたコンプライアンス研修を実施した。

**原則4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。**

(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。 A

(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)

公益法人会計基準及び当財団の定める「公益財団法人松山市文化・スポーツ振興財団会計規程」に基づき、適切に会計処理を行っている。

(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。 A

(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)

助成元における交付要綱等を遵守しながら、適切に処理している。

(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
公認会計士及び松山市監査委員である2名の監事を選任し、年1回の監査を実施している。また、四半期に1度財団内にて内部監査を実施しているほか、決算監査以外でも監事（公認会計士）による会計監査を年度途中で実施している。	
<b>原則5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。</b>	
(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
法令で定められている書類（定款、事業計画書、収支予算書、事業報告書、貸借対照表及び財産目録等）を事務局に常備し、要請に応じて閲覧できる体制を整えている。	
(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
本協会（連盟）のホームページにおいて、上記資料を含め、役員名簿や各種事業の情報を開示している。事業の実施状況やイベントの情報等について、YouTube・facebook・Instagram・X（旧Twitter）・ブログを通じて積極的に情報発信している。	
<b>原則6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード&lt;NF 向け&gt;の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。</b>	
自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<NF 向け>の規定があるか（ある場合は下欄に記述）	
原則■について	
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
原則■について	
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	

原則■について (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
原則■について (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	